

権利条例

2025年4月
スタート!

問 子ども政策課 ☎72・3192

みんなにやさしいまちをめざします

こどもの権利とは、こどもが持つ人権のことで、全てのこどもが健やかに自分らしく育つために必要なことです。1989年、第44回国連総会において採択された「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)は、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、日本は1994年に批准しています。

市ではこれまで、こどもの権利について市民の意識醸成に努めてきましたが、こども施策のより一層の推進や、コロナ禍でこどもを取り巻く環境が大きく変化したことを背景に、いよいよ条例を制定しようという機運が高まりました。そして、ついに2025年4月から、左ページの「前文」を条例の理念とする「石狩市こどもの権利条例」が施行されます。

こども施策を進めていくためには、市役所だけでなく、市民やこどもに関係する団体・施設など、市全体で取り組む必要があります。そのため、共通した基盤が必要です。そこそが「石狩市こどもの権利条例」であり、今後、こども施策を将来にわたって進めていくための法的根拠になります。

条例をつくった4つの理由

おとなが果たすべき 役割を明確にするため



おとなはこどもを一人の人間として尊重し、こどもの権利を理解して、その権利を守るように努める必要があるため。

「児童の権利に関する条約」が保障する 4つの権利を知るため

生きる権利

育つ権利

参加する権利

守られる権利

上記のこどもの権利について、こどもを含め全ての市民が共通理解を持つ必要があると考えるため。

救済体制を整備するため

こどもが虐待やいじめなどにより権利を侵害された時、関係機関と連携して適切に対応することや、相談・救済体制の整備が必要になるため。



こどもまんなかまちづくりを 推進するため



おとなは、市民の一人であるこどもの意見や考えを聴き、こどものために最善を考え、可能な限りそれを実現できるようにするため。

いしかりっ子たちがともに考え、意見を交換します!

IYP(石狩ヤングプロジェクト)

IYP(石狩ヤングプロジェクト)は、こどもの意見表明と参加する機会を提供し、まちづくりにこどもの視点を取り入れることを目的に、2010年からスタートしたプロジェクトです。

市内の小・中学生や高校生で構成され、学校の枠を越えてまちのことを考える貴重な交流の場となっています。

本年度は、「石狩市こどもの権利条例」の制定に合わせて、4回にわたって集まってもらい、こどもの権利とその意義についていろいろ話し合いました。また、最後にはこの条例を広めるためのチラシ作りなど、こどもたちの視点から全ての人に分かりやすいPRの方法と一緒に考えてもらいました。



石狩市 こどもの

前 文

条例の理念です

こどもは、それぞれが一人の人間として権利の主体であり、大きな可能性を持ったかけがえない存在です。あらゆる差別や不利益を受けることなく、夢や希望を抱き、幸せに生きる権利があります。

今、いじめや虐待、貧困などつらい状況にあるこどもがいたり、子育ての負担感や孤立感から不安を抱える保護者がいます。

石狩市のこどもたちは、自分らしく健やかに成長していくために、次のことを願っています。

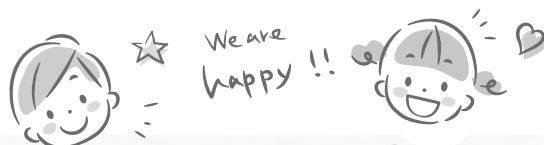
おとなは、心豊かで安心できる環境をつくり、愛情を持ってこどもを守り育てます。そして、こどもの声を聴き、意見を尊重して一緒に考え、こどものために最も良いことを一番に考える責任があります。

わたしたちは、手話が言語であることを認め合えるまち、協働しながらまちづくりを進めるまち、市民が行政活動に参加するまちに住んでいます。

こどもたちの今と未来のために石狩市は、「こどもまんなかまちづくり」の考えのもと、どのような環境に生まれ、どのような状況で育っても、身近なところに安心できる居場所や頼れる人がいて、悩みや思いを話ことができ、相手も自分も大切にしながら、すべてのこどもがいつも笑顔で暮らせるみんなにやさしいまちを目指し、この条例を定めます。

石狩市のこどもたちの願い

- 命が守られ、自分らしく成長したい
- 安心して遊んだり、休んだり、学んだりしたい
- 自分で考えて行動し、おとなと同じように意見を言いたい
- おとなは責任を持ってこどもを育ててほしい
- いじめや暴力、差別、虐待のない社会になってほしい
- すべての人にこどもの権利を理解してほしい



おとなの役割

おとなはこどもの権利が守られるよう努め、事業者は仕事と子育てが両立できる環境づくりに努めます

保護者の役割

保護者はこどものために良いことをこどもと一緒に考え、愛情と理解を持って子育てする一方、安心して子育てができる支援を受けることができます。

こどもに関する施設の役割

こどもの主体的な活動を支えながら保護者と連携して指導を行い、いじめや虐待の防止に努め、相談しやすい環境を整えます。

市の責務

国や自治体、関係機関と連携しながら、こどもが自分らしく安心して過ごせる居場所づくりに取り組んだり、必要な支援を行います。

2/2
(日)

13時30分～

条例制定記念イベント

こども“うきうき”ジャンボリーを開催します!

所 りんくる(花川北6-1) ふれあいロビー など

「石狩市こどもの権利条例」を広く市民の皆さんにお知らせするとともに、日頃からこどもの権利の実践に取り組んでいる市内各団体の活動を紹介します。

